

北海道警察本部及び方面本部文書審査規程

北海道警察本部訓令第25号

昭和44年7月18日

改正 平成11年3月19日警察本部訓令第7号、27年3月23日第9号

北海道警察本部および方面本部文書審査規程を次のように定める。

北海道警察本部及び方面本部文書審査規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察本部(以下「道本部」という。)及び方面本部(以下「本部」と総称する。)における文書の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書審査委員会)

第2条 重要な文書の審査を行うため、本部に文書審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び若干の委員をもって組織する。

3 委員長には、道本部にあっては警務部長、方面本部にあっては警務課長をもって充て、委員には、道本部にあっては各部の庶務を担当する課長、方面本部にあっては方面本部長が指名する課長(課長に相当する者を含む。以下同じ。)をもって充てる。

4 委員長は会務を総理し、会議を主宰する。

5 委員長に支障あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

6 委員会の庶務は、警務課で処理する。

(文書の審査)

第3条 本部において起案した次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める区分によって審査を受けなければならない。

(1) 委員会の審査を受けるもの

ア 北海道の条例及び規則の案

イ 北海道公安委員会の規則、規程、告示及び公告の案並びに方面公安委員会の規程、告示及び公告の案

ウ 訓令、告示及び公告の案

エ 通達文書(有効期間が長期のもの)の案

(2) 警務部長(方面本部にあっては警務課長。以下同じ。)の審査を受けるもの

ア 前号に掲げるもののうち、軽易なもの

イ 北海道警察本部長及び方面本部長(以下「本部長」という。)名の通達文書(有効期間が長期のものを除く。)の案で別に指定するもの

2 警務部長は、前項各号のうち、審査の必要がないと認めるものはこれを省略することができる。

(委員会による審査の方法)

第4条 委員会による文書の審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 会議による審査 特に重要な起案文書の審査で、あらかじめその写を送付しておき、会議を開いて審査する。

(2) 持ち回りによる審査 前号以外の起案文書で急を要し、その内容について説明をする場合に当該文書を持ち回って審査する

(3) 回覧による審査 前各号以外の起案文書で、当該文書を回覧して審査する。

2 委員長は、前項に掲げるいずれの方法によって審査を行うかを決定するものとする。
(審査の手續)

第5条 主管の部長又は課長は、第3条第1項各号に掲げる文書を起案したときは、関係する部長又は課長の合議を経たのち、起案文書に関係資料を添えて警務課に提出し、委員会又は警務部長に審査を求めなければならない。

2 委員長は、前条第1項第1号に規定する会議による審査を必要と認めるときは、委員会を招集する。

3 起案文書の主管部長又は課長は、前項の委員会に出席し、所要の説明を行わなければならない。

4 委員長は、必要があると認めるときは前項以外の関係者の出席を求め、審査に必要な事項について説明又は意見を述べさせることができる。

(報告)

第6条 委員長は、警察運営上特に重要な案件を審査したときは、その結果について部長会議(方面本部にあっては課長会議)を経て本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

2 北海道警察本部法規審査委員会規程(昭和33年北海道警察本部訓令甲第10号)は、廃止する。

附 則(平成11年警察本部訓令第7号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成27年警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。